プライバシーポリシーを見直そう
（改正法対応・先行他社事例を研究）

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士　渡邉　雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 渡邉 雅之
TEL: 03-5288-1021
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

令和2年改正法に基づくプライバシーポリシーの改定項目

- **代表者の氏名（共同利用についても）**

➡令和2年改正法により、当該個人情報取扱事業者の「氏名又は名称及び住所」に加えて、法人にあっては、その代表者の氏名を記載することになった。（法27条【32条】1項1号）

- **利用目的の特定の充実**

➡通則編ガイドライン3-1-1（利用目的の特定）（※1）において、【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】の事例1）として、「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」が掲げられている（令和2年改正法に伴う通則編ガイドラインの改正）。

➡利用目的の明確化（詳細化）は利用目的の変更には該当しない。

- **安全管理措置**

➡令和2年改正法により、「保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）」（法28条【33条】4項、令8条1号）を開示することになった。通則編ガイドライン3-8-1の【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】を参考に記載している。

➡（※）安全管理措置として、法21条【24条】及び法22条【25条】の規定により講じた 措置についても、法20条【23条】の規定により保有個人データの 安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態 に置かなければならない（ガイドラインパブコメ回答（概要）35番）。

- **外国における個人情報の取扱いの委託先**

➡通則編ガイドライン3-8-1において、【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】の一つとして、「外的環境の把握」（事例）個人データを保管しているA 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施）することを記載することとされている。ここでは、個人情報取扱事業者が法24条【28条】3項の規定により、本人の求めを受けた場合に提供すべき情報を記載している（規則11条の4第3項、外国第三者提供編6-2-2）。外国第三者提供編6-2-1において、本人に対する情報提供の方法の一つとして、「事例4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」が記載されている。

➡ クラウドサーバは法23条【27条】の「提供」に該当しないが、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要がある（国内サーバも）。この場合に、A国にある第三者が運営する、B国にあるサーバに個人データを保存する場合、A国（サーバの運営事 業者が所在する国）における制度等及びB国（サーバが所在する国）における制度等のそれぞれが個人データの取扱 いに影響を及ぼし得るため、事業者は、これらを把握した上で安全管理措置を講じる必要があり、また、法27条【32条】1項4号・令8条【10条】1号により、A国及びB国の名称を明らかにした上で、保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態に置く必要がある。（ガイドラインパブコメ回答（概要）37番）

代表者の氏名・安全管理措置の記載

保有個人データに関する改訂

□「保有個人データの事前開示事項」として、以下の事項を本人の知り得る状態に置く必要がある（本人の求めに応じて遅滞なく回答することでもよい）

①法人の代表者の氏名

②保有個人データの安全管理のために講じた措置

本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）を追加（３４条１項４号）

※令和２年改正法施行令で追加（令８条１号）

➡プライバシーポリシーに追加するか、あるいは、安全管理措置についてはプライバシーポリシーにおいては抽象的に記載しておいた上で本人の求めに応じて遅滞なく回答するようにする。

➡安全管理措置について取扱規程で定める必要がある。これまで取扱規程を定めていなかった事業者も策定する必要あり。

共同利用に関する改正法案

（第三者提供の制限）
第23条（略）
５　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
一　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的~~及び~~並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
６　個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する~~利用する者の利用目的又は~~個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について~~若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ~~、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

※共同利用について、あらかじめ、本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置くべき事項として、①当該個人データの管理について責任を有する者の住所、②共同利用する者（責任を有する者のみ）が法人の場合はその代表者の氏名について、追加される。

PPへの代表者名の記載の改訂はまだあまり進んでいない・・

記載のある会社の例

- 日本経済新聞（※共同利用においては記載なし）
- HIS（2021年７月６日改定：※共同利用においては記載なし）

安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例

通則編ガイドライン３－８－１（※８）

（基本方針の策定）

事例）個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

事例）取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

事例 1）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

事例 2）個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施

（人的安全管理措置）

事例 1）個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施

事例 2）個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

（物理的安全管理措置）

事例 1）個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

事例 2）個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

（技術的安全管理措置）

事例 1）アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

事例 2）個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

（外的環境の把握）

事例）個人データを保管している A 国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施（※8）

（※8）外国（本邦の域外にある国又は地域）の名称については、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。また、本人の適切な理解と関与を促す観点から、保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい。

本人の知り得る状態に置くことにより支障を及ぼすおそれがあるものの事例

通則編ガイドライン３－８－１（※９）

事例 1）個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法

事例 2）個人データ管理区域の入退室管理方法

事例 3）アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法等

事例 4）不正アクセス防止措置の内容等

委託先・サーバに関する安全管理措置

（パブコメ回答）

- 法21条は、安全管理措置として、特に従業者の監督について規定したもの、法22条は、安全管理措置として、特に委託先の監督について規定したもの。したがって、法21条及び法22条の規定により講じた措置についても、法20条の規定により保有個人データの 安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置かなければならない（ガイドラインパブコメ回答（概要）35番）。

  ➡保有個人データとして本人の求めに応じて知り得る状態におく事項として、安全管理措置として委託先の監督も対象となる。

- 個人情報取扱事業者は、外部事業者の運営するサーバに個人データを保存する場合において、これが法23条の「提供」に該当しない場合には、自ら果たすべき安全管理の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要がある。この場合に、A国にある第三者が運営する、B国にあるサーバに個人データを保存する場合、A国（サーバの運営事 業者が所在する国）における制度等及びB国（サーバが所在する国）における制度等のそれぞれが個人データの取扱いに影響を及ぼし得るため、事業者は、これらを把握した上で安全管理措置を講じる必要があり、また、法27条１項４号・令８条１号項により、A国及びB国の名称を明らかにした上で、保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態に置く必要がある。

  ➡クラウドサーバの安全管理措置についても本人の知り得る状態に置く必要がある。

個人情報保護法上の外国サーバ事業者の取扱い

1．国内において設置されているクラウドサーバ（Q＆A 5-33）

- 当該クラウドサーバを提供する事業者において個人データを取り扱うことになっていない場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、本人の同意（法23条１項）は必要ない。また、個人データを提供したことにならないため、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供される場合」（法23 条5項1号）にも該当せず、法22 条に基づきクラウドサービス事業者を監督する義務はない。
- 当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられる。

2．外国において設置されているクラウドサーバ（Q&A9-5）

- 当該サーバの運営事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法24 条）に該当しない。
- 当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられる。

安全管理措置・委託先管理については一般的な記載の会社が多い

LINEはプライバシーポリシーに安全管理措置についてある程度詳細に記載

〇パーソナルデータの安全管理措置
※技術的・組織的に厳重なセキュリティ対策を講じている。
１．セキュリティ対策
　具体例として以下の対策を実施していることを明示
　　・メッセージの暗号化機能の提供
　　・知る必要性に基づいた厳格なアクセス統制
　　・24時間365日のセキュリティ監視
　　・セキュリティ対策を客観的に評価するための外部認証
　　・新しいセキュリティ技術の研究開発
　別途「セキュリティ＆プライバシー」のリンク
２．　パーソナルデータの保管場所（※LINE問題を意識した記述）
　・日本および韓国で保管
　・日本と韓国はCBPRシステムに参加
３．パーソナルデータの保管期間
　　・プライバシー性の高い情報（トークルームで送信したテキスト、画像、動画、音声など）、お客様の同意がある場合または適用法に基づく場合を除き、メッセージの配信（通信障害時の再送や複数機器からのメッセージの同期などを含む）以外の目的には一切利用しない。これらの情報は必要最低限の期間保持するが、その後当社サーバーからは自動的に削除。

利用目的の記載の充実

本人が予測できる程度の利用目的の具体化

令和3年改正法とは直接関係ないが、通則編ガイドラインの改正により、本人が予測できる程度の利用目的の具体例が示された（通則編ガイドライン3-1-1（※1））。

- 「利用目的の特定」（法15条1項）の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。
- 本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。
- 例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例1）「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例2）「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出~~結果をスコア化~~した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

（パブコメ回答）

個人情報の取扱内容等に変更がない中で、本人が一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定し直した場合、利用目的の変更には該当しない。この場合、特定し直した利用目的については、法27条1項 の規定に基づいて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。（ガイドラインパブコメ回答（概要）32番）

利用目的の変更が厳しい・・・

〇個人情報保護法15条2項
個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【利用目的の変更が認められる事例】（FAQ2－8）
〇「当社が提供する新商品・サービスに関する情報のお知らせ」という利用目的について、「既存の関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合
〇「当社が提供する既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」という利用目的について、「新規に提供を行う関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合（例えば、フィットネスクラブの運営事業者が、会員向けにレッスンやプログラムの開催情報をメール配信する目的で個人情報を保有していたところ、同じ情報を用いて新たに始めた栄養指導サービスの案内を配信する場合もこれに含まれ得ると考えられます。）
〇「当社が取り扱う既存の商品・サービスの提供」という利用目的について、「新規に提供を行う関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合（例えば、防犯目的で警備員が駆け付けるサービスの提供のため個人情報を保有していた事業者が、新たに始めた「高齢者見守りサービス」について、既存の顧客に当該サービスを案内するためのダイレクトメールを配信する場合もこれに含まれ得ると考えられます。）
〇「当社が取り扱う商品・サービスの提供」という利用目的について、「当社の提携先が提供する関連商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加する場合（例えば、住宅用太陽光発電システムを販売した事業者が、対象の顧客に対して、提携先である電力会社の自然エネルギー買取サービスを紹介する場合もこれに含まれ得ると考えられます。）

【利用目的の変更が認められない事例】（FAQ2－9）
〇当初の利用目的に「第三者提供」が含まれていない場合において、新たに、法第23条第2項（※オプトアウト）の規定による個人データの第三者提供を行う場合
〇当初の利用目的を「会員カード等の盗難・不正利用発覚時の連絡のため」としてメールアドレス等を取得していた場合において、新たに「当社が提供する商品・サービスに関する情報のお知らせ」を行う場合

➡「利用目的の変更」ではなく「利用目的の明確化」と整理できるようにする。

リクルートのプライバシーポリシーの改定（2021年4月1日改定）①

2021年4月1日プライバシーポリシー改定
https://www.recruit.co.jp/privacy/notice/210201_pppc.html?vos=pcm

【改定ポイント】
1．わかりやすさの向上
- 同社グループが取得するデータの利用目的をイメージしやすいよう具体例を追加

➡プライバシーポリシーの「個人情報の利用目的」
- プライバシーセンターにおいて、イラストなどを用いてプライバシーポリシーでの説明を補足し、法的な個人情報に限らずユーザーに影響のある情報の取扱いについても明記
- これまで各サービスの規約・プライバシーポリシー・サービスサイトの注意書き等で複数箇所に記載していたユーザーの個人情報の取り扱いに関する記載を、プライバシーポリシーに集約し、ユーザーが同社に対しどのような個人情報の取り扱いを許諾したのかをより簡単に把握できるようにした。
- プライバシーポリシーの更新漏れを防止するため、サービスのプライバシーポリシーの表示システムを一元化・自動化し、ユーザーに最新のプライバシーポリシーを閲覧してもらえる仕組みを導入
- ユーザーが新規会員登録やログインを通して同意した履歴を管理する仕組みを導入し、ユーザーの同意したプライバシーポリシーに基づきデータを適切に取り扱う体制を強化

2．運営会社外へのデータの外部連携
- リクルート傘下のグループ会社であっても運営会社外の別会社であれば、データの外部連携はユーザーの同意が必要な「第三者提供」とし、どのような場面でどの会社にデータが提供されるのか、プライバシーポリシー上で確認してもらえるようにした。
- 同社のビジネスモデル上、必要となる企業クライアントとの情報のやりとりについても記載を追加。
- 同社のビジネスモデル上、必要となる企業クライアントとの情報のやりとりについても記載を追加。
- 必要以上の個人データ提供を行わないよう、提供先で個人が特定されない情報のみを提供する場面の追記

3．プライバシーセンター
- わかりやすい言葉でイメージ図を使ってリクルートの個人情報（パーソナルデータ）の利用について説明
- リクルートの「概要」「プライバシー」「セキュリティ」「ガバナンス」「データ設定」「よくある質問」で構成される
- リクルートのグループ会社以外への個人情報の提要について詳細に記載

リクルートのプライバシーポリシーの改定（2021年7月29日改定）①

2021年7月29日プライバシーポリシー改定
https://www.recruit.co.jp/privacy/notice/210729_pp.html

【改定ポイント】

1．わかりやすさ向上のための改善

複数箇所に記載していたユーザーの個人情報の取り扱いに関する記載を、プライバシーポリシーに集約

- 「個人情報の利用目的」への口コミやアンケートでの記載内容の取扱いに関する追加
- 同社サービスに参加している企業・学校・団体等からの個人情報の受領についての記載追加
- 同社グループ会社以外への個人情報の提供についての記載追加

2．記載の詳細化

- リクルートIDで「Oisix」を利用した場合の同社からオイシックス・ラ・大地株式会社への個人情報の提供についての記載詳細化

個人関連情報の第三者提供の制限

改正条文（新設）

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第26条の２　個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等（個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であって、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一　当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二　外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

２　第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

３　前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

改正法案条文：定義規定

「個人関連情報」
生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
⇒郵便番号、メールアドレス、性別、職業、趣味、顧客番号、Cookie情報、IPアドレス、契約者・端末固有IDなどの識別子情報および位置情報、閲覧履歴、購買履歴と言ったインターネットの利用にかかるログ情報などの個人に関する情報で特定の個人が識別できないものが該当すると考えられる。

「個人関連情報データベース等」（法26条の2第1項、令7条の2）
①「個人関連情報」を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（法26条の2第1項）
②これに含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの（令7条の2）
⇒具体的には、CookieやIPアドレス等の識別子情報（個人関連情報）に紐づけられた閲覧履歴や趣味嗜好のデータベースが該当すると考えられる。

「個人関連情報取扱事業者」
「個人関連情報データベース等」を事業の用に供している者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいう。
⇒具体的には、CookieやIPアドレス等の識別子情報（個人関連情報）に紐づけられた閲覧履歴や趣味嗜好のデータベース（個人関連情報データベース等）から、特定のCookieやID等の識別子に紐付けられた閲覧履歴や趣味嗜好の情報を利用企業（第三者）に提供するDMP事業者が「個人関連情報取扱事業者」に該当するものと考えられる。

改正の背景（改正法26条の2・制度改正大綱）

- 個人情報保護法は、それぞれの個人情報取扱事業者が個人情報を適切に取り扱うことを求めている。このため、外部に提供する際、提供する部分単独では個人情報を成していなくても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを求めている。

- これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者に、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課すという基本的発想から、提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めるものである（一般に「提供元基準」と呼ばれている。）。

- しかし、最近問題となっている「提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合」に関しては必ずしも考え方が明らかになっていなかった。

- そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。

匿名化情報に関する従来の考え方

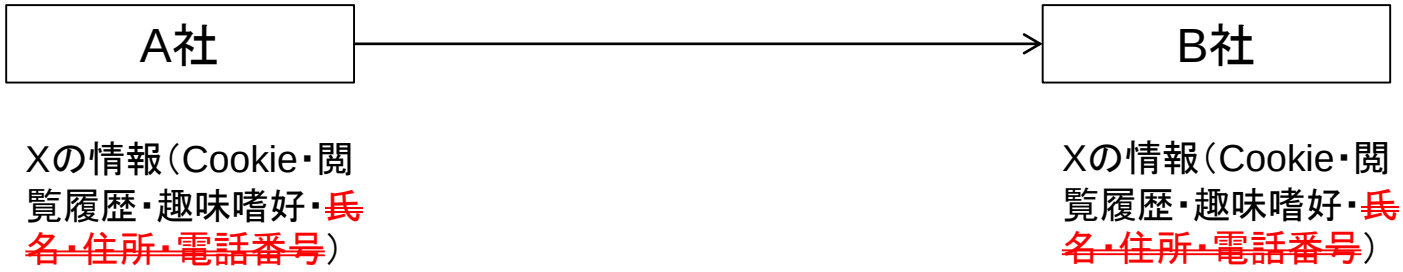

（提供元基準）

「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できる」か否かは提供元で判断する。A社（提供元）において容易に照合できる限りは、A社による情報提供は、「個人データ（個人情報）」の提供には該当し、X（本人）の事前の同意の取得が必要。

（提供先基準）

「他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できる」か否かは提供先で判断する。B社（提供先）において容易に照合できない限りは、A社による情報提供は、「個人データ（個人情報）」の提供には該当せず、X（本人）の事前の同意の取得は不要。

＊従前は、提供先基準も有力だった。

Cookieは「個人情報」に該当するか？

〇個人情報保護法2条1項

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

① 1号個人情報

- **当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**

② 2号個人情報

- **個人識別符号が含まれるもの**

➡Cookieは、それ自体では特定の個人を識別することができず、（1号）個人情報には該当しない。ただし、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当する。

（パブコメ回答）

- 個人情報に該当する情報については、個人情報の取扱いに 適用される規律に従って取り扱う必要があるが、改正 後の法26条の2に従って取り扱う必要はない（ガイドラインパブコメ回答（概要）17番）。

個人関連情報に該当する事例（通則編ガイドライン3-7-1-1）

【個人関連情報に該当する事例】

事例 1）Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例 2）~~特定の個人を識別できないメールアドレス（abc_123@example.com 等のようにメールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスであることが分からないような場合等）~~メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例 3）ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例 4）ある個人の位置情報

事例 5）ある個人の興味・関心を示す情報

本人の同意なきデータの第三者提供

イメージ

- A社とB社でCookie・ID等を共有。
- A社は、Cookie・ID等に係る氏名等の個人情報を有していない。
- B社は、Cookie・ID等に紐づいた個人情報を有しており、A社はその事実を知っている。

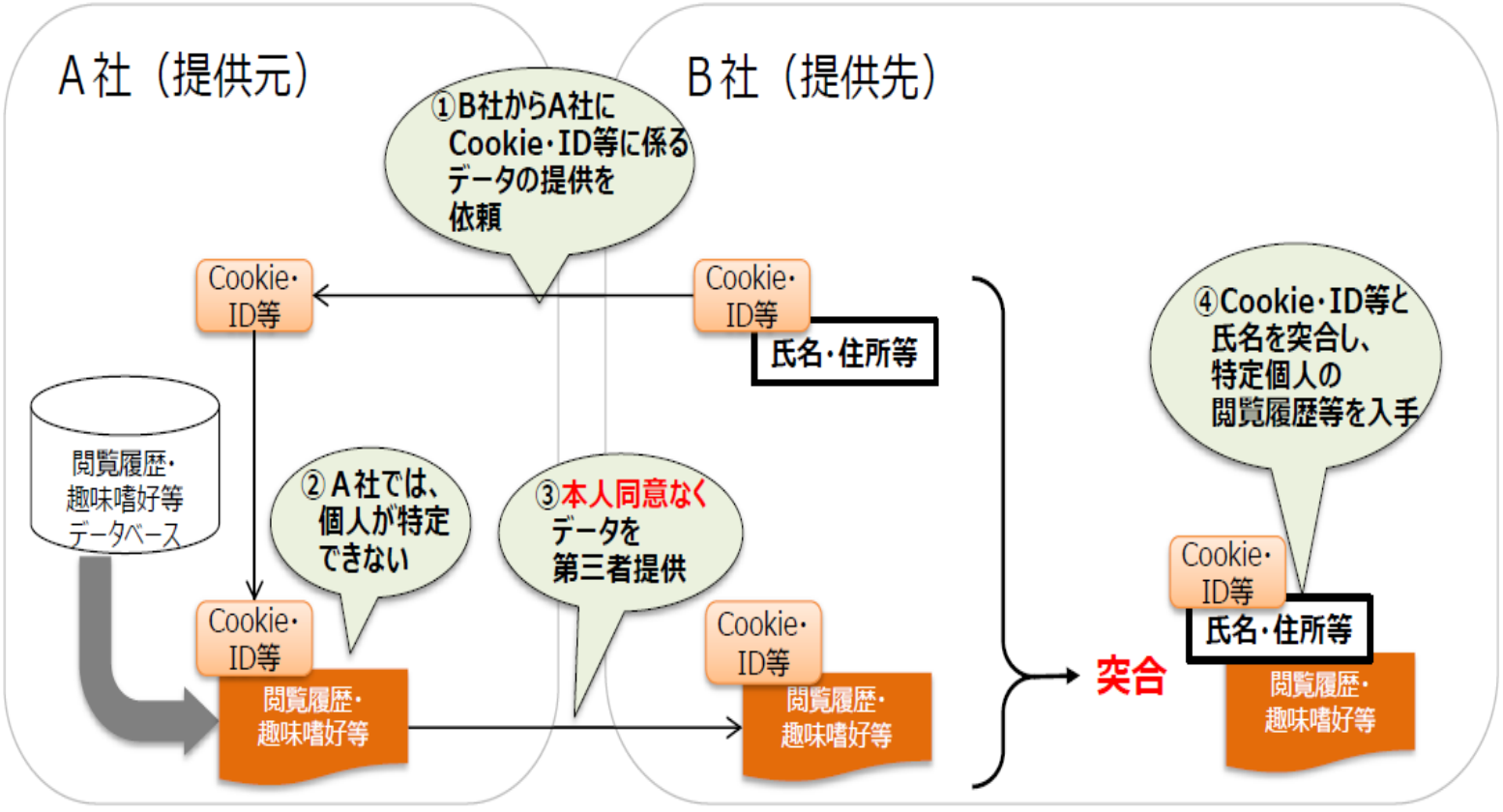

出所：個人情報保護委員会資料

本人の同意なきデータの第三者提供

イメージ

- A社とB社でCookie・ID等を共有。
- A社は、Cookie・ID等に係る氏名等の個人情報を有して
- B社は、Cookie・ID等に紐づいた個人情報を有しており、

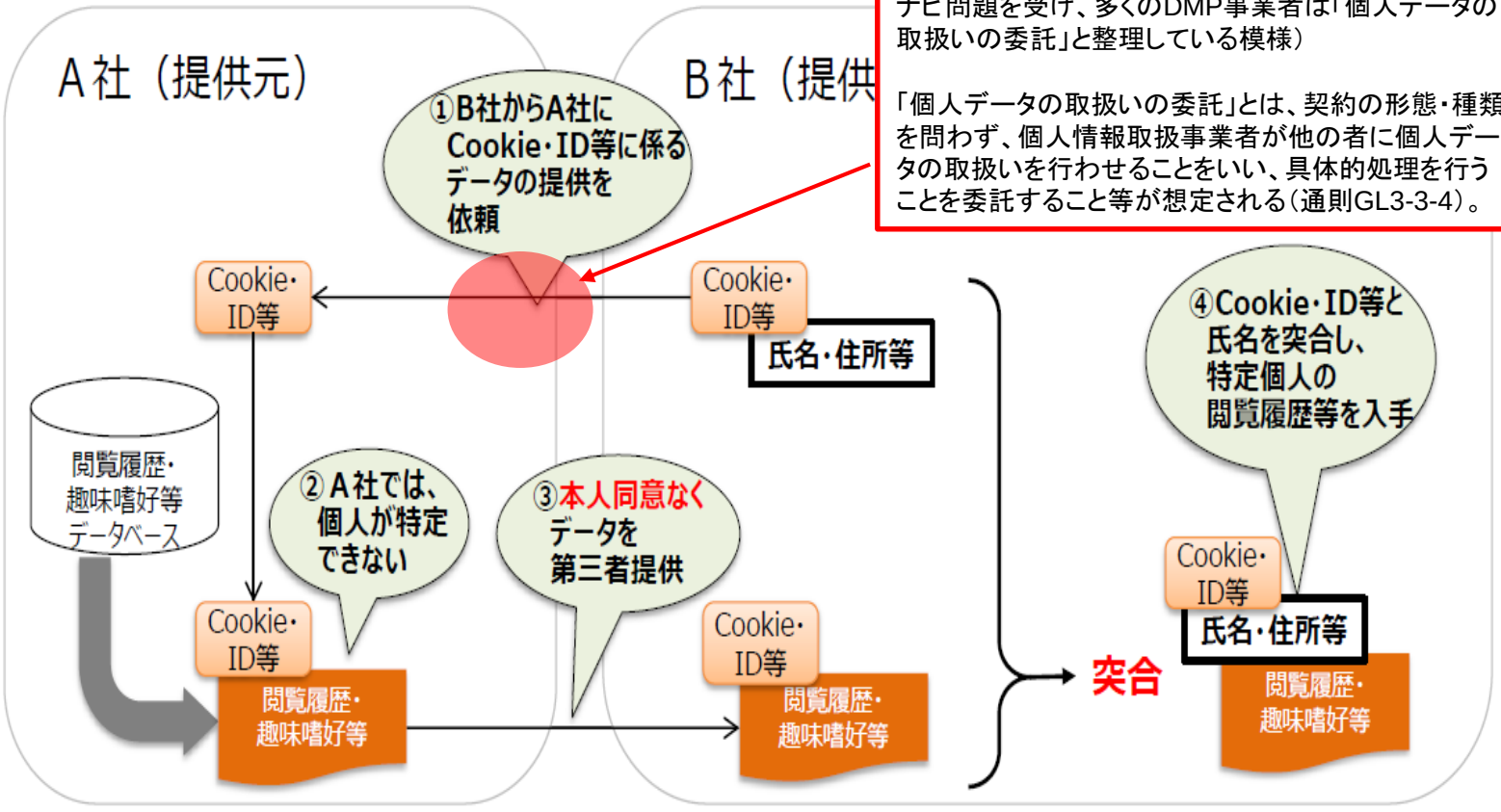

提供元基準によると、Cookie/ID等は他の情報と容易に照合でき特定の個人を識別できるので、「提供元基準」によれば「個人情報（個人データ）」の提供に該当しないか？

「個人データの取扱いの委託」と言えるのか？（⇒リクナビ問題を受け、多くのDMP事業者は「個人データの取扱いの委託」と整理している模様）

「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいい、具体的処理を行うことを委託すること等が想定される（通則GL3-3-4）。

出所：個人情報保護委員会資料を修正

DMPについて

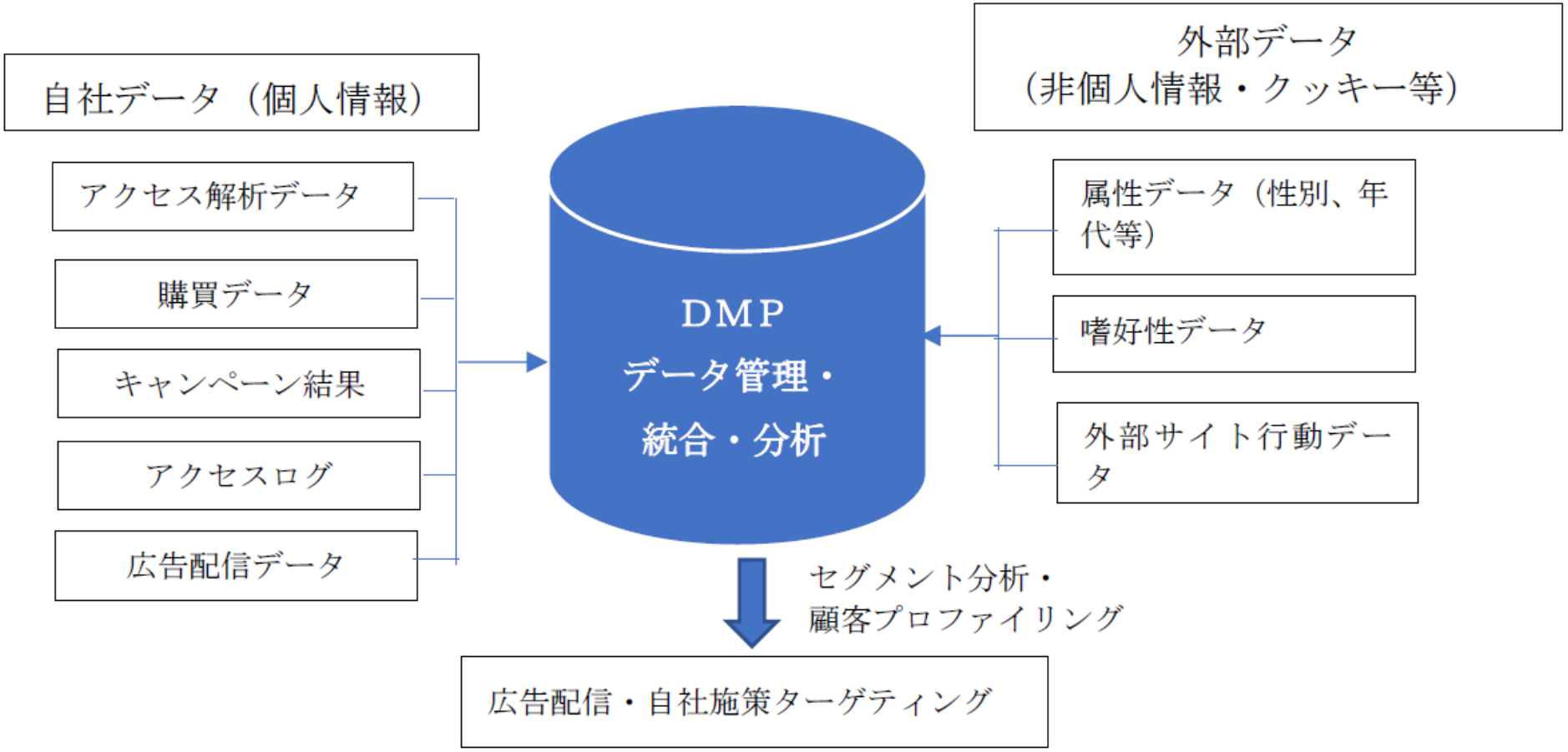
自社データ（個人情報）
アクセス解析データ
購買データ
キャンペーン結果
アクセスログ
広告配信データ
外部データ
（非個人情報・クッキー等）
属性データ（性別、年代等）
嗜好性データ
外部サイト行動データ
DMP
データ管理・
統合・分析
セグメント分析・
顧客プロファイリング
広告配信・自社施策ターゲティング

個人データの取扱いの委託の場合

（政令・規則パブコメ回答9番）

- 一般的に委託（法第 23 条第5項第1号）に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第 26 条の2の規律は適用されないと考えられる。もっとも、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法 26 条の2の規律が適用されると考えられる。

  ➡提供元基準を採るとDMP事業者へのID・Cookie等の提供は個人データの第三者提供であり、本人の同意なく提供するためには「個人データの委託の取扱い」と整理するしかない。この場合も法26条の2は適用される。

（通則編ガイドラインパブコメ回答351番）

- 個人データの取扱いの委託（法23条5項1号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データと本人ごとに突合する処理を行うことはできない。提供先においてかかる処理が行われる場合、提供元は、原則として、個人データの第三者提供について本人の同意を取得する必要がある。

  ➡DMP事業者の行為（ID・Cookieに個人の嗜好性データ・外部サイト行動データを紐づける行為）は認められにくくなったものと言える。

政令・規則案パブコメ回答9番

寄せられた意見	御意見に対する考え方
以下の事例において、A社がB社に対して顧客管理番号を連絡することは、個人情報保護法 26 条の2の規制対象とならないことを確認したい。 A社は提携するB社から、B社が個人データとして管理している顧客管理番号を顧客からの問い合わせ業務の委託に伴って提供を受けている。具体的には、A社は、A社のコールセンターに問い合せがあった場合に、B社に対して当該顧客管理番号を連絡し、B社において個人情報データベースの顧客管理番号と照合して、A社コールセンターに問い合わせをした人物が、B社サービスを利用している顧客と同一かどうかを確認し、B社から顧客に対して連絡を行うために当該顧客管理番号を使用する。なお、A社においては当該顧客管理番号は個人データに該当しない。このような事案は、個人データの取扱いの委託に関する規定である個人情報保護法 23 条 5 項1号の規律の問題であり、A社がB社に対して顧客管理番号を連絡することは、個人情報保護法 26 条の2の規制対象とではないことを確認したい。	本意見募集は本施行令案及び本規則案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事案についてはお答えしかねますが、一般的に委託（法第 23 条第5項第1号）に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、改正後の法第 26 条の2の規律は適用されないと考えられます。 なお、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法26条の2の規律が適用されると考えられます。

- 個人情報保護委員会の第三者提供の考え方である、いわゆる「提供元基準」によれば、提供先で特定の個人を識別できない情報でも、提供元で（他の容易に照合できる情報と合わせて）特定の個人が識別できれば個人データの第三者提供となることに鑑みると、Cookie、ID、顧客管理番号等の提供先において特定の個人を識別できない情報の提供も個人データの第三者提供に該当する。そうした場合に本人の同意なく提供先に提供するためには、「第三者」への提供に該当しない個人データの取扱いの委託（法23条5項1号）と整理することになる。
- しかし、上記のパブコメ回答によれば、個人データの委託の取扱い（法23条1項5号）と整理をして本人の同意なく個人データを提供できる場合であって、委託に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為（たとえば委託先がCookie、ID、顧客管理番号に嗜好性データや属性データを付加して返す場合）については、改正後の法26条の2の規律は適用されないものの、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す場合には、改正後の法26条の2の規律が適用されるとされている。

通則編ガイドラインパブコメ回答351番

寄せられた意見	御意見に対する考え方
「提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう『個人データとして取得する』場合には直ちに該当しない」という点について、提供先の第三者が個人データと紐づけて利用する場合が「個人データとして取得する」に該当する場合、事業者が行う広告配信プラットフォーマーを利用した広告の拡張配信には個人関連情報の規制がかかることになる。 これとの対比で、上記の例で事業者から広告配信プラットフォーマーに提供する情報が 個人データであった場合、個人情報保護法 23 条 5 項 1 号の個人データの取扱いの委託と整理することはできず、第三者提供の同意（同条 1 項柱書）が必要となるか明確にされたい（いわゆる「混ぜるな危険」問題）。 なお、**本事例は、事業者から広告配信プラットフォーマーに提供された情報は、事業者から委託をした広告の拡張配信の目的にのみ利用され、広告配信プラットフォーマーに情報の処分権を付与しないケースを想定している。**	一般に、個人データの取扱いの委託（法第23条第５項第１号）において、**委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データと本人ごとに突合する処理を行うことはできません。** 提供先においてかかる処理が行われる場合、提供元は、原則として、**個人データの第三者提供について本人の同意を取得する必要があります**。

- 「委託先は委託に伴って委託元に提供された個人データを、独自に取得した個人データと本人ごとに突合することができません。」と記載されているのは、「提供先基準」に基づき、提供先である委託先においても個人データとして特定の個人を識別できない場合であっても委託とは解されないとするものか。
- メールアドレスの場合、提供先においては特定の個人を識別できるもの（提供先においても個人情報・個人データに該当するもの）とそうでないものに分かれ得る。このような場合は、委託先でこの情報に嗜好性データや閲覧履歴のデータを付加する場合には、委託とは解されず、本人の同意が必要になるのではないか。

改正法における個人関連情報の第三者提供規制の概要

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

A社

- **A社では、誰の個人データか分からない**

B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等	購買履歴
1	ミルクティー、おにぎり、アンパン…
2	紅茶、サンドイッチ、アイス…
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶…
4	時刻表、デジカメ、書籍…

B社

- **B社は、A社とID等を共有**
- **B社では、ID等に紐づいた個人データを保有**

個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン…
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス…
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶…
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍…

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

出所：第171回個人情報保護委員会「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について（個人関連情報）」（令和3年4月7日）

個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する第三者の義務①

1．同意取得義務（法26条の2第1項1号）

- 「**個人関連情報取扱事業者**」から「**個人関連情報**」の提供を受ける「**第三者**」は、**「個人関連情報」（「個人関連情報データベース等」を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるとき**は、法23条1項各号に該当する場合を除いて、**「個人関連情報取扱事業者」から「個人関連情報」の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める本人の同意を取得**する必要がある（法26条の2第1項1号）。

2．確認にあたっての偽りの禁止（法26条の2第3項の準用する法26条2項）

- 上記1の「**第三者**」は、「**個人関連情報取扱事業者**」が本人の同意を取得したことの確認を行う場合、当該「**個人関連情報取扱事業者**」に対して、当該**確認に係る事項を偽ってはならない。**

3．個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合の記録義務（改正法26条3項、改正規則17条1項3号）

【以下の事項を記録する必要がある。】

①法26条の2第1項1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者については、同項2号の情報提供が行われている旨

②当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名

③当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④当該個人関連情報の項目

※記録の作成方法は文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法による（改正規則16条1項）

場合	作成する場合	保存期間
①本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合（規則18条1号、16条3項）	個人データとして取得した場合の都度	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間
②当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（オプトアウトの方法による提供を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれる場合（規則18条2項、16条2項ただし書）	一括して作成	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
③上記①・②以外の場合（規則18条3項）	個人データとして取得した場合の都度	3年

「個人データとして取得することが想定されるとき」

1.「個人データとして取得する」について（通則編ガイドライン3-7-2-1【3-7-1-1】）

- 法26条の2第1項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。
- 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。
- 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。
- 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、それ単体では特定の個人を識別することができない情報と紐付けて利用するのみであり、個人データとして利用しないのであれば、「個人データとして取得する」場合に該当しないと考えられる（ガイドラインパブコメ回答（概要）21番）。

2.「想定される」について（通則編ガイドライン3-7-2-2【3-7-1-2】）

- 「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。

【通常想定できる場合】
事例）個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合

- 提供先が、個人関連情報と紐付けて利用可能な個人データを保有している等、提供を受けた個人関連情報を個人データとして取得することが窺われる場合には、提供先における個人関連 情報の取扱いを確認すべきであり、提供先からの回答がないことをもって「想定される場合」に該当しないとはいえないと考えられる。なお、提供先は、提供元に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合、法17条1項に違反することとなる。（ガイドラインパブコメ回答（概要）24番）

ウェブサイトでの同意の取得例（第158回個人情報保護委員会）

明示の同意の取得例

ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法。

明示の同意の取得とは認められない例

プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている（拒否されない限り同意しているものとして扱う）場合、これをもって改正法の求める本人の同意を取得したとはいえない。

（ウェブサイトのイメージ）

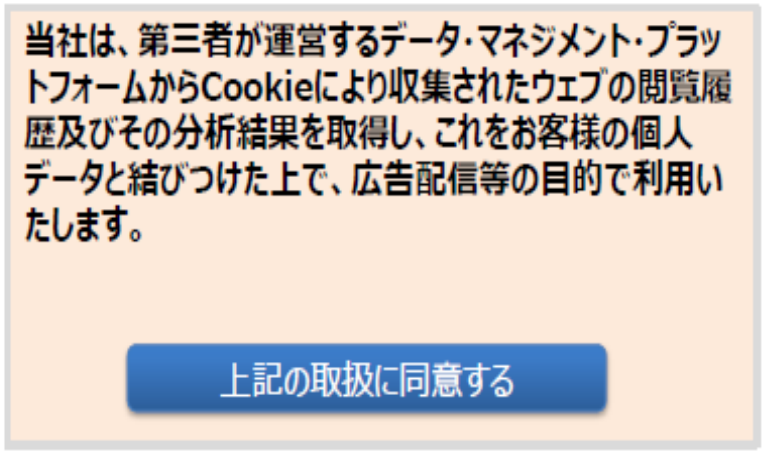

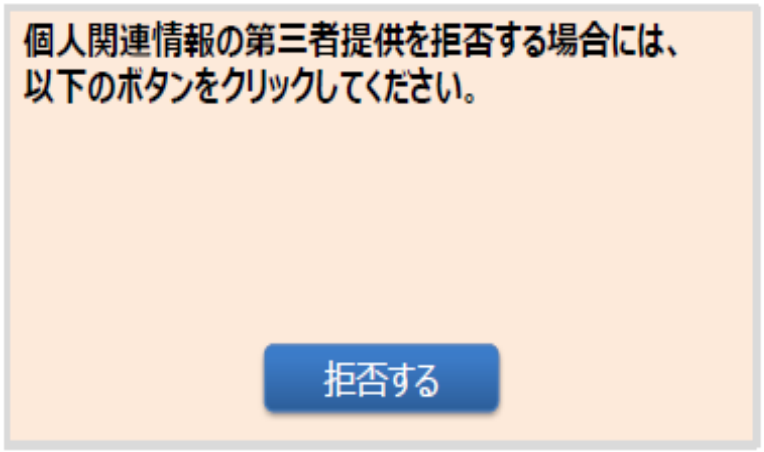

本人の予測できる範囲において包括的に同意を取得することが可能。

出所：個人情報保護委員会資料

本人の同意（通則編ガイドライン3-7-3-1【3-7-2-1】）

- 法26 条の2【31条】第1項1号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要。
- 本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能。
- 改正後の法26 条の2【31条】第１項１号の「本人の同意」について、事業者は、必ずしも各提供行為について個別に本人の同意を取得しなければならないわけではなく、本人の意思を明確に確認できる限り、所定の事項を示した上で、各提供行為について一括して同意を取得することもできると考えられる（ガイドラインパブコメ回答（概要）26番）。
- 提供先が所定の同意取得方法で個人関連情報の取扱いにつき 本人から同意を得る旨を事前に誓約し、当該誓約に従って同意を取得済みであるとして、同意を取得済みのID等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、当該リストに掲載されたID等に係る各本人から同意を得ていることを、一括して確認することが可能であると考えられる（ガイドラインパブコメ回答（概要）29番・30番）。

本人の同意の確認（通則編ガイドライン3-7-4-1【3-7-3-1】）

- 提供元の個人関連情報取扱事業者は、あらかじめ 当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供することはできない（ガイドラインパブコメ回答（概要）20番）。
- 提供先が所定の同意取得方法で個人関連情報の取扱いにつき 本人から同意を得る旨を事前に誓約し、当該誓約に従って同意を取得済みであるとして、同意を取得済みのID等のリストを提供元に提供した場合には、提供元は、当該誓約及び当該リストを確認することで、当該リストに掲載されたID等に係る各本人から同意を得ていることを、一括して確認することが可能であると考えられる（ガイドラインパブコメ回答（概要）29番・30番）。

【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】
事例 1）提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法
事例2）提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法
事例3）提供先の第三者が本人に対して法第 26 条の2【第31条】第１項第２号の規定による情報の提供を行っていること を誓約する書面を受け入れる方法
【その他の適切な方法に該当する事例】
事例1）提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法
事例2）提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行して、当該同意を自ら確認する方法

クッキー（個人関連情報）に関するプライバシーポリシーへの記載例

〇利用目的の注記として以下の記述

（※1）お客様から取得したウェブサイトの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、サービスの提供、広告配信等をいたします。
➡通則編ガイドライン3-1-1（利用目的の特定）（※1）において、【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】の事例1）として、「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」が掲げられている（令和2年改正法に伴う通則編ガイドラインの改正）。

（※2）当社以外の第三者から取得したお客様の趣味嗜好・閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客様の個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客様からあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。
➡「個人関連情報の第三者提供の制限等」（法26条の2）に関する規定。

（※3）当社のウェブサイトを利用するお客様の情報を、コンピュータやアプリケーションソフト上で記録管理する技術を「クッキー（Cookie）」といいます。当社のウェブサイトは、お客様が一層便利にご利用いただけるように、クッキーを使用しています。【クッキーの取扱いの詳細については「クッキーポリシー」をご覧ください。】

Google Analytics

〇利用目的の注記として以下の記述

（※4）当社サイトでは、お客様の当社サイトの訪問状況を把握するためにGoogle 社のサービスであるGoogle Analyticsを利用しています。
当社のサイトでGoogle Analyticsを利用しますと、当社が発行するクッキーをもとにして、Google社がお客様の当社サイトの訪問履歴を収集、記録、分析します。
当社は、Google 社からその分析結果を受け取り、お客様の当社サイトの訪問状況を把握します。
Google Analyticsにより収集、記録、分析されたお客様の情報には、特定の個人を識別する情報は一切含まれません。また、それらの情報は、Google社により同社のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。
お客様は、ブラウザのアドオン設定でGoogle Analyticsを無効にすることにより、当社のGoogle Analytics利用によるご自身の情報の収集を停止することも可能です。Google Analyticsの無効設定は、Google社によるオプトアウトアドオンのダウンロードページで「Google Analyticsオプトアウトアドオン」をダウンロードおよびインストールし、ブラウザのアドオン設定を変更することで実施することができます。なお、お客様がGoogle Analyticsを無効設定した場合、お客様が訪問する本サイト以外のウェブサイトでもGoogle Analyticsは無効になりますが、お客様がブラウザのアドオンを再設定することにより、再度Google Analyticsを有効にすることも可能です。Google Analyticsの利用規約に関する説明についてはGoogle Analyticsのサイトを、Google社のプライバシーポリシーに関する説明については同社のサイトをご覧下さい。
＜Google Analyticsの利用規約＞
http://www.google.com/analytics/terms/jp.html
＜Googleのプライバシーポリシー＞
http://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/
＜Google Analyticsオプトアウトアドオン＞
https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja

Google Analyticsについて

- Google Analyticsはファーストパーティクッキーを用いており、当該サイトのパフォーマンスを向上する目的のためのみクッキーを扱っていると思われることから、そのクッキーは当該サイトの通信目的のためのみの技術的なクッキーと捉えられ、GDPR等のプライバシー法上の対応は不要とする見解が大半だった。
- 2019年11月、ドイツ連邦のデータ保護監督機関をはじめ、ドイツ各州の複数の監督機関が、Google Analyticsを使用しているサイトにおいては、閲覧者のOpt-in同意を取得しなければGDPR上違法であり、この場合、いわゆるクッキーウォール（ユーザーが同意をしたものとみなす等、ユーザーに自由な同意をする機会を与えないクッキーバナー）はGDPR上不適格である、という文書を一斉に公開した。
- その理由は、Google Analyticsを提供するGoogle社は、事業者の単なる委託先ではなく、自社の目的のために個人データ（閲覧者の閲覧履歴等）を処理するものなので管理者であり、この場合、Google Analyticsを利用しているサイトはOpt-in同意を取得しなければならないというものです。
- 今後、日本の個人情報保護法上、Google Analysticsどのように扱われるかについても注目される。

外国にある第三者への個人データの提供制限

外国にある第三者への個人データの提供制限（改正条文）

（外国にある第三者への提供の制限）

第24条　個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第26条の２第１項第２号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第３項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

３　個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第１項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

外国にある第三者への提供

（※1）同一法人の海外支店や駐在員事務所は「第三者」に該当しない。

本邦の域外にある国・地域の第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く）（※1）への提供か

Yes

EU加盟国・英国が指定

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域の第三者への提供か

Yes

保護法23条適用（※2）

（※2）個人データの取扱いの委託や共同利用について本人の同意不要

No

個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者の提供か

Yes

保護法23条適用（※2）

（※2）個人データの取扱いの委託や共同利用について本人の同意不要

①必要な措置を講ずるとともに②本人の求めに応じて当該事項に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

No

保護法23条1項各号に該当するか

Yes

第三者提供可

No

外国の第三者への提供についての本人の同意があるか

当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

Yes

第三者提供可

No

第三者提供不可

No

保護法23条適用（※2）

（※2）個人データの取扱いの委託や共同利用について本人の同意不要

個人情報保護委員会規則で定めることになる事項

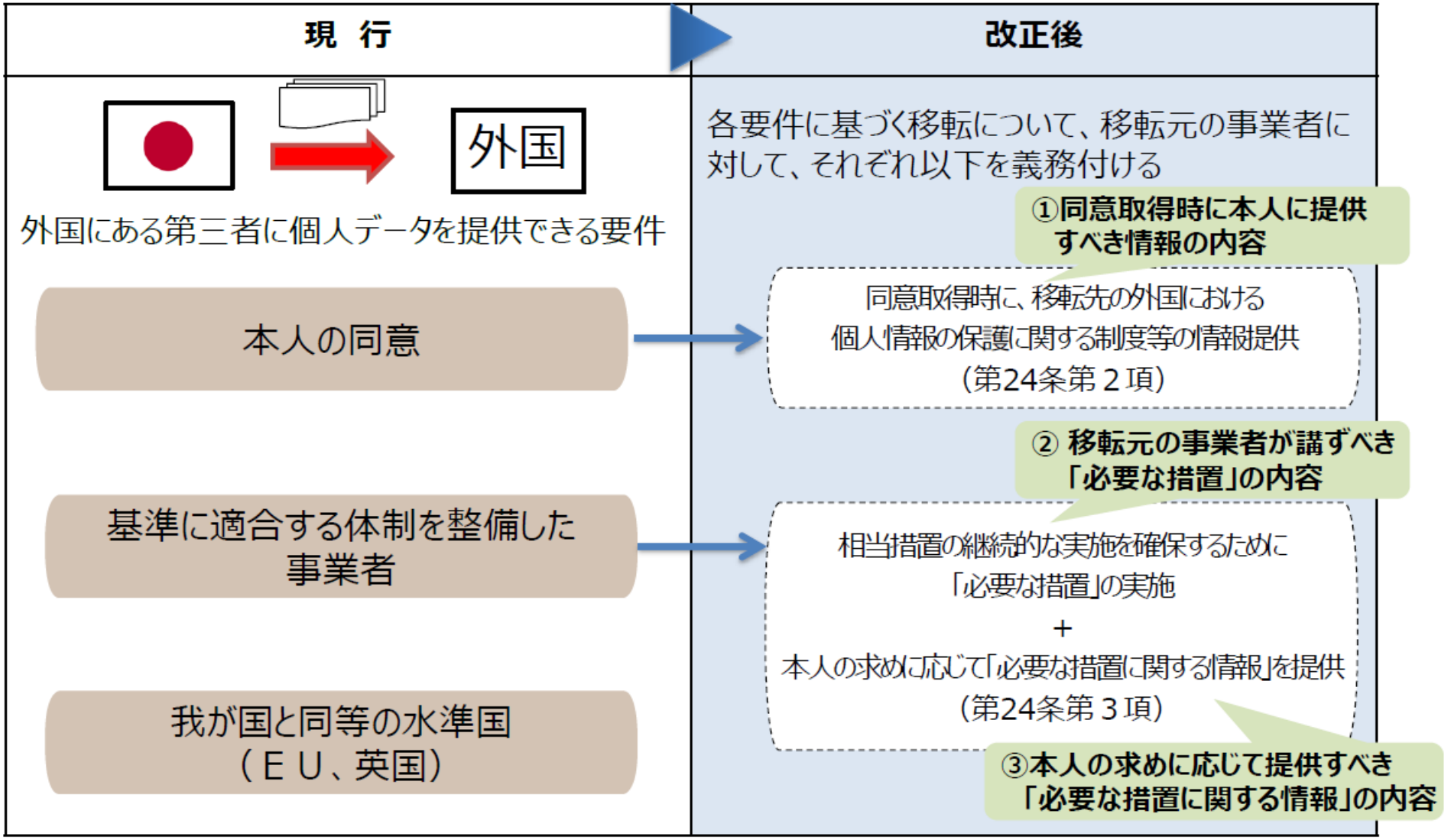

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

出所：個人情報保護委員会資料

改正法：外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供（改正規則11条の3）

1．提供すべき事項

（1）原則（改正法24条2項、改正規則11条の3第2項）

① 当該外国の名称

② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

（2）提供する当該外国の名称を特定できない場合（改正規則11条の3第3項）

個人情報取扱事業者は、法24条1項の規定による本人の同意を得ようとする時点において、上記①（当該外国の名称）が特定できない場合には、上記①・②に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

① 当該外国の名称が特定できない旨およびその理由

② 当該外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

（3）提供する第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供できない場合（改正規則11条の3第4項）

個人情報取扱事業者は、法24条1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、上記1③に定める事項について情報提供できない場合には、同事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

【提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に該当する事例】

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合に該当する事例】

事例1）日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、~~被験者への説明及び同意取得を行う時点では、~~最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合

2．提供方法（改正規則11条の3【17条】第1項）

- 電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法
- この情報を提供を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法による。規則11条の3【17条】第2項から第4項までの規定により求められる情報が掲載されたWebページが存在する場合に、当該WebページのURLを自社のホームページに掲載し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、「適切な方法」に該当すると考えられる。この場合、例えば、当該URLを本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられる。（ガイドラインパブコメ回答（概要）46番）

改正法：外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（改正法24条３項、改正規則11条の４）

１．外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（改正規則11条の４第１項）

①当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

②当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたとき（※）は、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき（※）は、個人データの当該第三者への提供を停止すること。

２．提供方法（改正規則11条の４第２項）

電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法による。

３．本人の求めによる情報提供（改正規則11条の４第３項）

個人情報取扱事業者は、法24条３項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

① 当該第三者による相当措置（法24条１項に規定する体制）の整備の方法
② 当該第三者が実施する相当措置の概要
③ 定期的な確認の頻度及び方法
④ 当該外国の名称
⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
⑦ 上記⑥の支障に関して上記１②により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

４．本人の求めによる情報提供をしない決定（改正規則11条の４第３項ただし書、４項）

- 個人情報取扱事業者は、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
- 個人情報取扱事業者は、法24条３項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をした場合は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

※LINE問題を受けて本人の求めがない場合でも、個人情報保護委員会のガイドラインやQ&Aでプライバシーポリシー等で委託先の外国名などの開示が求められていく可能性がある。

委託先（国内）➡再委託先（国外）の場合

- 委託元が国内にある事業者である委託先に対して法23条【27条】5項1号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の 契約等により、規則11条の2【16条】第1号の基準を満たすための「法第4章第1節【第2節】の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、改正後の法24条【28条】3項の義務は、原則として委託先に課されると考えられる。
- ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため（法22条【25条】）、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、適切に把握し監督する必要がある。（ガイドラインパブコメ回答（概要）51番）

支障が生じたとき・相当措置の実施が困難となったとき（規則11条の４第１項２号）

１．外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（改正規則11条の４第１項）

①当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

②当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたとき（※）は、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき（※）は、個人データの当該第三者への提供を停止すること。

- 「支障が生じたとき」とは、例えば、提供元の事業者と提供先の第三者との間で契約を締結することにより、当該第三者の基準適合体制（法第４章第１節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を担保している場合において、当該第三者が当該契約の一部に違反して個人データを取り扱っているような場合等が考えられる。（パブコメ回答（概要）35番）

- 「相当措置の継続的な実施の確保が困難となったとき」とは、例えば、上記の場合において、当該第三者に是正を求めたにもかかわらず、当該第三者がこれに従わない等により、法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置の継続的な実施の確保が困難となった場合等が考えられる。（パブコメ回答（概要）35番）

業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合（規則11条の４第３項）

個人情報取扱事業者は、「個人情報取扱事業者は、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」は、その全部又は一部を提供しないことができる（規則11条の４第３項）。

「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」（本規則案第 11 条の４第３項ただし書）とは、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる場合等が考えられるが、具体例等については、ガイドライン等で示される。（パブコメ回答（概要）37番）

「必要な措置に関する情報」の具体例

（A国に所在する第三者に対する委託に伴う個人データの提供の場合）

- **基準適合体制の整備の方法**:
  移転先との間の委託契約
- **移転先が講ずる相当措置の概要**:
  委託契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、個人データの第三者提供の禁止等を定めている
- **移転先が所在する外国の名称**:
  A国
- **移転先による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度**:
  特段の制限なく、政府による民間事業者が保有する個人情報へのアクセスが認められている
- **確認の頻度及び方法**:
  毎年、移転先から書面による報告を受ける形で確認している
- **移転先による相当措置の実施に支障が生じた場合の対応等**:
  移転先が、契約上の義務を遵守せず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、個人データの提供を停止した

現時点では改正法に対応したプライバシーポリシーを出している会社は見当たらなかった。

LINE問題によるLINEの対応①

LINEは2021年3月31日改定で以下の改訂

- 日本のユーザーのパーソナルデータについて、日本国外の拠点からアクセスが生じる場合についての具体的な国名やそのケースについて追記
- 日本のユーザーのパーソナルデータを保管する当社データセンターの場所について、追記

当社は、日本と同等の個人データ保護法制を持つ国若しくは地域（欧州経済領域や欧州委員会が十分な保護水準を確保している国や地域など）又はAPECによる越境個人情報保護に係る枠組み（CBPRシステム）の加盟国にデータセンターの拠点を有しております。また、以下に記載するとおり、当該データセンターに保管されているパーソナルデータに対し、日本と同等の個人データ保護法制を持たない第三国からパーソナルデータへのアクセスが生じる場合がありますが、このような国からのアクセスが生じる場合においても、当社は当該アクセスを行う企業に対して委託契約等で適切なセキュリティ管理を義務付け、管理監督するなど対応を行うほか、パーソナルデータへのアクセス経路において適切な暗号化措置を講じるなど、当社セキュリティ基準に則った適切なパーソナルデータの保護が図られるよう必要な措置を講じます。
なお、当社は、当サービスの運営にあたり日本のお客様のパーソナルデータを主に以下のようなケースで第三国に移転することがあります。

■システムの開発や運用

LINEやファミリーサービスなどの開発・運用に関する業務のために、主に以下の国又は地域に所在する企業（グループ会社や当該企業の委託先等を含みます。）にお客様のパーソナルデータを移転することがあります。当該業務の実施に必要な範囲で、それらの企業の従業員がお客様のパーソナルデータにアクセスします。
主要な移転先：韓国・ベトナム

韓国においてはLINEやファミリーサービスの開発・運用を行っております。

■カスタマーサポート（日本語除く）

日本語でのお問い合わせは原則日本国内で対応しておりますが、日本語以外でお問い合わせいただいた場合やフォームにて日本国外での使用を申告された場合には、主に以下の国又は地域に所在する委託先企業（グループ会社や当該企業の委託先等を含みます。）から回答をさせていただく場合があります。頂いたお問い合わせの対応に必要な範囲内で、これらの企業の従業員がお客様のパーソナルデータにアクセスします。
主要な移転先：タイ、台湾、インドネシア、韓国、フィリピン

LINE問題によるLINEの対応②

■パーソナルデータの保管場所

新	旧
当社は日本のお客様のパーソナルデータを日本および韓国のデータセンターで保管しています。 なお、日本および韓国はAPECによる越境個人情報保護に係る枠組み（CBPRシステム）に参加しています。	当社は、信頼性が高く、責任ある方法で当社サービスを提供するため、主要なパーソナルデータの保管を、当社の所在する日本の安全なサーバで行っています。日本におけるデータ保護の水準が、お客様のお住まいの国または地域の法令の要求水準に達しない場合があり得ます。そのような場合には、当社は適用法に従って、日本にある当社サーバに適法にパーソナルデータの移転が行われるようにします。なお、2019年1月23日現在、欧州委員会は、日本がパーソナルデータについて十分な保護水準を確保していると決定しています。